

自動運転社会実装推進事業委託業務プロポーザル実施要領

1 業務の概要

- (1) 業 務 名 自動運転社会実装推進事業委託業務
- (2) 業務内容 別紙「仕様書」のとおり
- (3) 業務期間 契約締結日から令和8年3月27日まで
- (4) 業務場所 豊橋市南大清水町地内ほか
- (5) 契約上限金額 金 75,000 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 プロポーザルに参加する者に必要な資格

- (1) プロポーザル参加意向申出書の提出日現在において、次の各号に掲げる要件をすべて満たすこと。
 - ア 令和6・7年度豊橋市入札参加資格者名簿の大分類：役務の提供等、中分類：コンピュータサービス、小分類：システム開発について登録されていること。
 - イ 過去5年間（令和2年度以降）に受託者として、国、地方公共団体が発注した自動運転レベル2以上で国内の公道を走行した自動運転実証実験等の実績を有する者であること。
- (2) 本プロポーザルの公告の日から契約候補者特定までの間において、次の各号に掲げる要件をすべて満たすこと。
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
 - イ 「豊橋市工事請負契約等に係る入札参加停止措置要領」による入札参加停止の期間がないこと。
 - ウ 「豊橋市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成26年3月26日付け豊橋市長・愛知県豊橋警察署長締結）に基づく排除処置を受けていないこと。
 - エ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

3 担当部局

〒440-8501

愛知県豊橋市今橋町1 豊橋市都市計画部都市交通課

電 話：0532-51-2620

ファックス：0532-56-5108

電子メールアドレス：toshikotsu@city.toyohashi.lg.jp

4 参加意向申出書の作成要領

(1) 参加意向申出書の様式

参加意向申出書の様式は（様式1）に示すとおりとする。

(2) 参加意向申出書の作成及び記載上の留意事項

応募者の会社概要（様式1-1）並びに応募者における同種業務の受注実績（企業の本店、支店、営業所等を含む業務の実績についてそれぞれ3件まで）について、業務実績表（様式1-2）に記載すること。なお業務実績表には、記載した業務の契約書の写し及び業務内容が確認できる書類（業務仕様書の写し等）を添付すること。

5 参加意向申出書の提出及び提出期限

(1) 提出書類等

ア 参加意向申出書（様式1）

イ 4（2）において必要とする添付書類

(2) 提出部数

各1部 ※提出書類は全てA4サイズ 縦 左綴（2穴）ファイリングにより提出すること。

(3) 提出先

3 担当部局と同じ

(4) 提出方法

持参（土・日曜日、祝日・休日を除く毎日8時30分から午後5時まで）又は郵送（書留郵便に限る）とする。

(5) 提出期限

令和7年7月15日（火） 午後5時必着

6 参加意向申出に関する質問

参加意向申出書の提出に関する質問の受付及び回答については、次による。

(1) 質問先

3 担当部局と同じ

(2) 質問期間

令和7年7月2日（水）～令和7年7月9日（水）午後5時まで

(3) 質問方法

質問書（様式2）に必要事項を記載し、持参、ファックス又は電子メールにより提出すること。なお、ファックス又は電子メールにて提出する場合は、必ず電話にて到達確認を行うこと。

(4) 回答 令和7年7月11日（金）

都市交通課ホームページ上に掲載するので、質問の有無に関わらず確認のこと。

<https://www.city.toyohashi.lg.jp/item/113043.htm#itemid113043>

7 提案書の提出を要請する者の確認

提案資格の有無を確認後、「提案資格確認結果通知書（様式3）」により、提案書等の提出について通知する。 ※令和7年7月22日（火）電子メールにて回答予定

8 提案書の作成及び記載上の留意事項

(1) 提案書作成上の基本事項

プロポーザルは業務における取組み方法について提案を求めるものであり、当該業務内容についての文章を補完するための最小限の写真、イラスト、イメージ図の使用は可能であるが、提案の内容が具体的に表現されたもの（設計図、模型等）を求めるものではない。業務に係る作業は、豊橋市との契約後に、提案書に記載された内容を反映しつつ、仕様書及び豊橋市が提示する資料に基づいて、協議のうえ開始することとする。

(2) 提案書記載上の留意事項

- ア 提案は、文章での表現を原則とし、基本的な考え方を簡潔に記述すること。
- イ 視覚的表現については、文章を補完するために必要最小限な範囲においてのみ認めるが、具体的な設計の内容を表現しないこと。
- ウ 設計図、模型（模型写真を含む。）、透視図等は使用しないこと。
- エ 提案書に提案者を特定することができる内容の記述（社名等）を記述しないこと。
- オ 提案書は、定められた様式に従い記載し提出すること。書類サイズは原則A4版とし、使用する文字の大きさは10.5ポイント以上とするが、図表等では他のポイントを使用してもよい。

9 提案書の作成要領

提案書の様式は次に示すとおりとする。

(1) 業務の実施体制、実施方針及び実施方法等を記述する。

- ア 提案書の提出について（様式4）
- イ 業務実施体制（様式4-1）
- ウ 業務実施スケジュール（様式4-2）
- エ 業務実施方針及び技術提案（任意様式、1テーマA4サイズ3枚程度とする）

(2) 参考見積及び見積金額内訳書（任意様式、消費税込みの金額）

なお、見積内容は仕様書と整合を図ること。

(3) 提案書の無効

提案書について、この要領及び所定の様式に示された条件に適合しない場合は、提案を無効とすることがある。

10 提案書等の提出方法

(1) 提出書類及び部数

ア 提案書

正本1部、副本10部

正本、副本ともにA4サイズ・縦・左綴（2穴）ファイリングにより提出すること。副本には提案者名が特定できるような記述をしないこと。

イ 見積書及び見積内訳書（様式は任意）各1部

(2) 提出先

3 担当部局と同じ

(3) 提出方法

持参（土・日曜日、祝日・休日を除く毎日8時30分から午後5時まで）又は郵送（書留郵便に限る）とする。

(4) 提出期限

令和7年8月8日（金） 正午必着

提出期限後に到着した提案書は無効とする。

1.1 提出された提案書等の取扱い

- (1) 提案書等の著作権は提案者に帰属する。なお、本プロポーザルの契約候補者特定結果に関する公表その他市が必要と認めるときは、市は選定事業者の提案書等の全部または一部を無償で使用できるものとする。
- (2) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、「豊橋市情報公開条例（平成8年豊橋市条例第2号）」に基づき、同条例第12条第1項または第2項による意見書提出の提案及び提出書類を公開する場合があるものとする。
- (3) 提出された提案書等は、本プロポーザルにおける契約候補者の選定以外の目的では使用しない。
- (4) 提出された提案書等は、返却しない。
- (5) 提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負う。

1.2 実施要領、仕様書等に対する質問及び回答

- (1) 質問書（様式2）に必要事項を記載し、持参、ファックス又は電子メールにより提出すること。なお、ファックス又は電子メールにて提出する場合は、必ず電話にて到達確認を行うこと。
- (2) 質問の受付場所
3 担当部局と同じ
- (3) 質問の受付期間
令和7年7月22日（火）から令和7年7月28日（月）午後5時まで
- (4) 回答 令和7年7月31日（木）
都市交通課ホームページ上に掲載するので、質問の有無に関わらず確認のこと。

<https://www.city.toyohashi.lg.jp/item/113043.htm#itemid113043>

1.3 評価の手続及び契約候補者の特定

提出された提案書等について、「自動運転社会実装推進事業委託業務プロポーザル評価委員会」において下記のように評価を実施し、最も優れている提案者（評価点を合算し、最も点数が高かった者）を契約候補者として特定し、契約締結に向けた手続を行う。

- (1) 審査（書面審査、プレゼンテーション・ヒアリング）

日程 令和7年8月22日（金）

提案者におけるプレゼンテーション・ヒアリングの開催時間、場所及び留意事項等については別途通知する。（令和7年8月15日（金）予定）

なお、出席者は2名以内（うち1名は業務を中心的に担当する者が望ましい。）とし、提案内容を中心に説明をしていただき、一者あたり20分程度（説明15分、質疑5分程度）を予定している。

（2）評価基準

別紙「評価基準」による。

（3）契約候補者の特定

ア 提出された提案書等を審査し、最も優れている提案者（評価点を合算し、最も点数が高かった者）を契約候補者として、契約締結に向けた手続を行う。

イ 提案者が一者であっても、本プロポーザルは成立するものとする。

ウ 評価委員会各委員の持ち点（100点）を合算した値（500点）の5割（250点）を最低基準点とし、各委員の評価点を合算した値が最低基準点に満たない者は、契約候補者として特定しない。

提案者が一者の場合は、評価項目「業務見積価格」を除く持ち点（90点）を合算した値（450点）の5割（225点）を最低基準点とする。

エ 契約候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位の者（最低基準点を満たしている者に限る。）を新たな契約候補者として手続を行うものとする。

オ 各委員の合算した評価点が同点だった場合は、評価項目の「業務実施方針及び技術提案」の合算した評価点の高い提案書を優先とし、その項目も同点だった場合は、評価表の各得点を参考に評価委員の合議により優先者を決定する。

1.4 評価結果に関する事項

（1）結果通知書

契約候補者として、特定又は特定しなかった旨を「結果通知書（様式5）」により通知する。

（2）評価結果の公表

提案書の特定をされた者及び特定理由については、特定後に「自動運転社会実装推進事業委託業務プロポーザル契約候補者の特定について（様式6）」を豊橋市都市計画部都市交通課内において配置し、これを閲覧させること及び豊橋市都市計画部都市交通課ホームページにおいて公表する。

（3）非特定理由についての説明の請求

特定されなかった者は、書面により非特定理由についての説明を求めることができる。

（4）非特定理由についての説明の請求先

3 担当部局と同じ

（5）請求期間

通知をした日の翌日から起算して5日（土・日曜日、祝日・休日を含まない。）以内の午前9時から午後5時までとする。

（6）回答

非特定理由についての説明の請求に対する回答は、請求期間の最終日の翌日から起算して5日以内に書面により行う。

1 5 無効となる提案等

次に該当する提案は、無効とする。

- (1) 実施要領に示した提案資格を有しない者の提案
- (2) 提案書等に虚偽の記載をした者の提案
- (3) 実施要領に示した提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した提案
- (4) 見積金額が契約上限金額を超える提案
- (5) 評価の公平性に影響を与える行為をした者の提案

1 6 契約の締結

- (1) 本プロポーザルによって契約候補者を特定し、当該業務に係る見積書徴取の相手方とする。
- (2) 契約条項及び業務仕様は、特定した契約候補者の提案書による提案内容について契約上限金額の範囲内で協議し、確定するものとする。
- (3) 契約候補者が契約締結までに次のいずれかにより契約が不可能となった場合は、次点の者から順に繰り上がるものとする。
 - ア 「2 プロポーザルに参加する者に必要な資格」に記載した要件のいずれかを満たさなくなったとき
 - イ 提案資格または提案内容が無効となったとき
 - ウ その他事故等の特別な事由により契約が不可能と認められるとき

1 7 その他

- (1) 参加意向申出書を提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式7）を持参（土・日曜日、祝日・休日を除く毎日8時30分から午後5時まで）又は郵送により速やかに提出すること。
- (2) プロポーザルに係るすべての費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提出後の参加意向申出書及び提案書等の修正、差し替え、追加、削除又は変更は、認めないものとする。
- (4) 電子メール等の通信事故について、豊橋市は一切の責任を負わないものとする。
- (5) 特定結果通知をした日から契約締結の日までの期間において、契約候補者となった者が「豊橋市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づく排除措置を受けた場合は、契約を締結しないものとする。なお、この場合、豊橋市は一切の損害賠償の責を負わない。
- (6) 契約の履行にあたり、妨害又は不当要求を受けた場合は、発注者に報告するとともに警察へ被害届を提出すること。これを怠った場合は、契約の相手方としない措置を講じることがある。
- (7) 本プロポーザルの手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。

評価項目		評価観点
書面審査、プレゼンテーション・ヒアリング審査 [配点 100 点]		
書面審査	1. 業務実施方針及び技術提案 [配点 45 点]	テーマ 1 : 業務計画(スケジュール含)に関する提案 [15 点] (以下の項目について A4 用紙 3 枚程度に記載すること) ・運行ルート、バス停及び運行本数、人員配置など運行に関する項目について ・自動運転車両の概要(安全性、快適性、利便性、検証項目、ラッピングなど)について テーマ 2 : 本実証調査で実施する検証項目とその方法に関する提案 [15 点] (以下の項目について A4 用紙 3 枚程度に記載すること) ・実証走行による検証項目について ・利用者や地域住民などの社会受容性について ・その他に検証を実施する項目について テーマ 3 : 本業務での走行ルートを早期に自動運転レベル 4 社会実装するための具体的な意見・提案 [15 点] (以下の項目について A4 用紙 3 枚程度に記載すること) ・実績を踏まえた見通しについて ・自動運転車両について ・費用について ・その他の意見・提案
	2. 提案者の経験及び実施体制 [配点 15 点]	① 提案者が過去 5 年間(令和 2 年度以降)に受注した国、地方公共団体が発注する自動運転レベル 2 以上で国内の公道を走行した自動運転実証実験等の実績 [10 点] ② 業務の実施体制 [5 点] 円滑かつ効果的に業務実施できる体制であるか
	3. 業務見積価格 [配点 10 点]	① 業務見積価格の評価 [10 点] 評価点＝配点×最低見積価格/当該見積価格 ※小数点以下第 2 位を四捨五入
プレゼンテーション・ヒアリング	4. 提案内容 [配点 10 点]	① 提案内容の実現性 [10 点] 提案内容が理論的に裏付けられており説得力があるか
	5. 取組み意欲及びコミュニケーション能力 [配点 20 点]	① 取組み意欲 [10 点] 業務を実施する上での課題や問題点を把握し、積極的に取り組む姿勢があるか ② コミュニケーション能力 [10 点] 質疑による対応状況や的確性、意見交換によるコミュニケーション能力があるか